## 松江市告示第 96 号

松江市建築基準法関係指導要綱 (平成 17 年松江市告示第 180 号) の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲 げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応す るものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(日影図)	(日影図)
第7条 日影図については、省令第1条の3	第7条 日影図については、省令第1条の3
第 1 項の表 2 <u>(29)</u> に掲げる明示すべき事項	第 1 項の表 2 <u>(30)</u> に掲げる明示すべき事項
のほか、 <b>緯度は北緯 35 度 30 分とし明記す</b>	のほか、 <b>次によるものとする</b>
<u>ること</u> 。	0
	(1) 緯度は北緯 35 度 30 分とし明記する
	<u> </u>
	(2) 真北方位は30センチメートル以上の
	線分長で表示し、その測定方法を明記す
	<u>ること。</u>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。